

令和8年第1回定例
夕張市議会会議録
令和8年3月18日(水曜日)
午前10時30分開議

◎議事日程

- 第 1 議案第 1 号 令和8年度夕張市一般会計
予算
議案第 2 号 令和8年度夕張市国民健康
保険事業会計予算
議案第 3 号 令和8年度夕張市市場事業
会計予算
議案第 4 号 令和8年度夕張市介護保険
事業会計予算
議案第 5 号 令和8年度夕張市後期高齢
者医療事業会計予算
議案第 6 号 令和8年度夕張市水道事業
会計予算
議案第 7 号 令和8年度夕張市公共下水
道事業会計予算
- 第 2 議案第 12号 夕張市職員の勤務時間及び
休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 13号 夕張市職員給与条例の一部
改正について
- 第 4 議案第 14号 夕張市乳児等通園支援事業
の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について
- 第 5 議案第 15号 夕張市国民健康保険条例の
一部改正について
- 第 6 議案第 16号 夕張市営住宅条例の一部改
正について
- 第 7 議案第 17号 夕張市バイオ試験農園設置
条例の廃止について
- 第 8 議案第 18号 夕張市火災予防条例の一部
改正について
- 第 9 議案第 19号 南空知管内5消防本部消防
通信指令事務協議会の設置に関する協議につ
いて

- 第10 議案第20号 指定管理者の指定について
議案第21号 指定管理者の指定について
- 第11 議案第22号 指定管理者の指定について
- 第12 議案第23号 指定管理者の指定について
- 第13 議案第24号 指定管理者の指定について
- 第14 議案第25号 夕張市過疎地域持続的発展
市町村計画の変更について
- 第15 報告第 1号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第 2号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第 3号 例月現金出納検査の結果に
ついて
- 第16 報告第 4号 専決処分報告について
- 第17 報告第 5号 専決処分報告について
- 第18 報告第 6号 定期監査の結果について
- 第19 決議案第1号 閉会中の所管事務調査につ
いて
-

◎出席議員 (8名)

徳 谷 康 憲 君
荒 井 周 司 君
工 藤 政 則 君
君 島 孝 夫 君
櫻 井 暁 君
千 葉 勝 君
高 間 澄 子 君
大 山 修 二 君

◎欠席議員 (0名)

午前10時30分 開議

●議長 大山修二君 ただいまから、令和8年第1
回定例夕張市議会第3日目の会議を開きます。

●議長 大山修二君 本日の出席議員は8名全員で
あります。

●議長 大山修二君 本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

徳谷議員

荒井議員

を指名いたします。

●議長 大山修二君 ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 堀 靖樹君 報告いたします。

本定例市議会に出席を求めた説明員の一覧につきましては、さきに報告のとおりであります。

なお、松倉消防長、農業委員会山本事務局長は、所用のため本日出席できない旨の届出がなされております。

以上で、報告を終わります。

「別紙」

市長 厚谷 司 君

教育長 有村 宏紀 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

副市長兼財政課長事務取扱

芝木 誠二 君

総務企画課長 板垣 克巳 君

地域振興課長 瀧口 健太 君

税務課長 秋山 俊輔 君

建設課長 佐藤 浩一 君

土木課長 阿部 充雅 君

上下水道課長 矢久保 六玄 君

市民課長 外崎 伸一 君

保健福祉課長 鈴木 茂徳 君

生活福祉課長兼福祉事務所長

平塚 浩一 君

消防長 松倉 暢宏 君

消防署長 鈴木 剛士 君

◎教育委員会教育長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育課長 押野見 正浩 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の

職・氏名

事務局長 板垣 克巳 君

◎農業委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 山本 健彦 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 堀 靖樹 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 堀 靖樹 君

書記 志茂 隆 君

書記 増井 菜々実 君

●議長 大山修二君 日程に入ります前に、案件の追加とその取扱いについて、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

工藤委員長。

●工藤政則君（登壇） 追加議案の提出に関わり、さきに議会運営委員会を開催し、その取扱いについて協議結果をご報告申し上げます。

追加提出されることになりました案件は、報告3件、決議案1件でありまして、これらの案件の取扱いにつきましては、本日の本会議に上程し、即決することとしたところであります。

この結果、本定例市議会における付議案件数は、議案25件、報告6件、決議案1件の合わせて32件となるものであります。

以上で、報告を終わります。

●議長 大山修二君 ただいまの報告のとおり取り扱うことに決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱って参ります。

●議長 大山修二君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 大山修二君 日程第1、議案第1号ないし議案第7号各会計予算、以上7議案一括議題といたします。

この場合、本7議案につきましては、行政常任委員会に付託していたものでありますので、直ちに委員長の報告を求めます。

高間委員長。

●高間澄子君（登壇） それでは、ただいまから、令和8年第1回定例市議会本会議の第2日目において行政常任委員会に付託されました議案第1号令和8年度夕張市一般会計予算、議案第2号ないし議案第5号各特別会計予算、議案第6号夕張市水道事業会計予算、議案第7号夕張市公共下水道事業会計予算の7議案について審査した経過並びに結果をご報告申し上げます。

なお、各位ご承知のとおり、本常任委員会は議長を除く議員全員をもって構成されており、審査の内容につきましても、この会議の全文が会議録に搭載されますので、細部にわたる口頭報告は省略いたしまして、その概要についてのみご報告いたします。

まず、本委員会は、3月16日に開催し、理事者側からは説明員として市長をはじめ副市長、教育長のほか消防長、課長等の出席を求め、冒頭に通告した2名の委員から各1件ずつ計2件の大綱的な質問を行い、次に、一般会計は歳出より款ごとに、ほかの会計は会計ごとに一括して順次審査を行ったところであります。その結果、議案第1号ないし議案第7号の7議案については、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、本委員会の審査の経過並びに結果について申し上げますが、何とぞ決定にご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

以上です。

●議長 大山修二君 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本7議案に対する委員長報告は可決であります。

本7議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本7議案は原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第2、議案第12号夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

芝木副市長。

●副市長 芝木誠二君（登壇） 議案第12号夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、男性職員の育児参加促進を目的として、配偶者が出産する場合に育児に参加するための新たな休暇制度を創設するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第3、議案第13号夕張市職員給与条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

芝木副市長。

●副市長 芝木誠二君（登壇） 議案第13号夕張市職員給与条例の一部改正について、提案理由をご説

明申し上げます。

本案は、昨年8月の人事院勧告に準じて、通勤に自動車を使用し駐車場料金を負担することを常とする職員に対し、1か月当たり5,000円を上限とする通勤手当を新たに支給するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第4、議案第14号夕張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

芝木副市長。

●副市長 芝木誠二君（登壇） 議案第14号夕張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、児童福祉法において乳児等通園支援事業が規定されるとともに、子ども・子育て支援法の一部改正により、令和8年4月1日から全ての自治体において同事業の実施が義務づけられたことから、事業の実施に際し必要となる条例を設定しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採

決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第5、議案第15号夕張市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

芝木副市長。

●副市長 芝木誠二君（登壇） 議案第15号夕張市国民健康保険条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う子ども・子育て支援金制度の新設ほか、所要の改正及び国民健康保険料必要見込額との関連による保険料率を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第6、議案第16号夕張市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

芝木副市長。

●副市長 芝木誠二君（登壇） 議案第16号夕張市営住宅条例の一部改正について、提案理由をご説明

申し上げます。

本案は、除却に伴い管理戸数を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第7、議案第17号夕張市バイオ試験農園設置条例の廃止についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

芝木副市長。

●副市長 芝木誠二君（登壇） 議案第17号夕張市バイオ試験農園設置条例の廃止について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、当該施設を設置した目的であるバイオテクノロジーによる新しい農業特産物の開発は、事業関係者による利用の終了をもって一定程度その目的を達成し、今後の活用が見込めないことから、条例を廃止しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第8、議案第18号夕張市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

芝木副市長。

●副市長 芝木誠二君（登壇） 議案第18号夕張市火災予防条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する省令が改正され、従来のサウナ設備と特性が異なる簡易サウナ設備を別の種類のものとして位置づけること及び住宅における火災の予防を推進する施策に震感ブレーカーの普及促進が明確化されたことを踏まえ、所要の改正をしようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第9、議案第19号南空知管内5消防本部消防通信指令事務協議会の設置に関する協議についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

芝木副市長。

●副市長 芝木誠二君（登壇） 議案第19号南空知管内5消防本部消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、南空知管内5消防本部における消防通信指

令業務を共同で管理及び執行することを目的として、地方自治法第252条の2の2第1項の規定により、岩見沢地区消防事務組合、南空知消防組合、美唄市及び三笠市と協議するため、同条第3項の規定による議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第10、議案第20号及び議案第21号、いずれも指定管理者の指定について、以上2議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

芝木副市長。

●副市長 芝木誠二君（登壇） 議案第20号及び議案第21号の2議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本2議案は、夕張市紅葉山パークゴルフ場及び夕張市営球場の指定管理期間がそれぞれ令和8年3月31日付で満了となることから、引き続き管理運営を指定管理により行うため、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定の結果、記載のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本2議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本2議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第11、議案第22号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

芝木副市長。

●副市長 芝木誠二君（登壇） 議案第22号指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、夕張市コミュニティセンター条例に基づく夕張市南部コミュニティセンターの指定管理期間が令和8年3月31日付で満了となることから、引き続き管理運営を指定管理により行うため、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定の結果、記載のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第12、議案第23号指定

管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

芝木副市長。

●副市長 芝木誠二君（登壇） 議案第23号指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、市営住宅等の指定管理期間が令和8年3月31日付で満了となることから、引き続き管理運営を指定管理により行うため、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定の結果、記載のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第13、議案第24号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

芝木副市長。

●副市長 芝木誠二君（登壇） 議案第24号指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、夕張市公設地方卸売市場の指定管理期間が令和8年3月31日で満了となることから、指定管理者の公募を行い、夕張市指定管理者選定委員会において審査した結果、夕張友西市場株式会社が指定管理者候補として選定されたことから、本施設の指定管理者

として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第14、議案第25号夕張市過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

芝木副市長。

●副市長 芝木誠二君（登壇） 議案第25号夕張市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定した夕張市過疎地域持続的発展市町村計画が令和7年度で最終年度となることに伴い、令和8年度から令和12年度までを期間とする当該計画の変更について、同法第8条第10項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第15、報告第1号ないし報告第3号、いずれも例月現金出納検査の結果について、以上3案件一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 大山修二君 日程第16、報告第4号専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から提案理由説明を求めます。

芝木副市長。

●副市長 芝木誠二君（登壇） 報告第4号専決処分の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本報告は、令和7年12月12日、清水沢清栄町85番地において市道路維持車両が関わった事故により相手方車両に損害を与えたため、その損害賠償の額を定めることについて地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものであります。

よろしくご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 大山修二君 日程第17、報告第5号専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

芝木副市長。

●副市長 芝木誠二君（登壇） 報告第5号専決処分の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本報告は、夕張市沼ノ沢の小砂金の沢にあるズリ山のズリが崩落し、隣地へ越境していたことによる土地所有者への損害賠償額を定めることについて、地方自

治法第180条第1項の規定により専決処分したものであります。

よろしくご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 大山修二君 日程第18、報告第6号定期監査の結果についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 大山修二君 日程第19、決議案第1号閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本決議案は、徳谷議員ほか6名の提案でありますので、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本決議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれをもって閉じます。

●事務局長 堀 靖樹君 ご起立願います。

●議長 大山修二君 これをもちまして、第1回定例夕張市議会を閉会いたします。

午前11時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 大山 修 二

夕張市議会 議員 徳谷 康 憲

夕張市議会 議員 荒井 周 司